Osaka University Knowledge Archive

Title	戦後日本の戦争犠牲者援護と傷痍軍人
Author(s)	植野, 真澄
Citation	大阪大学, 2011, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/59368
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

【2】

氏　　名	植　野　真　澄（うえ の ま すみ）
博士の専攻分野の名称	博　士（文　学）
学　位　記　番　号	第　２４９１２　号
学位授与年月日	平成 23 年 9 月 20 日
学位授与の要件	学位規則第４条第１項該当 文学研究科文化形態論専攻
学　位　論　文　名	**戦後日本の戦争犠牲者援護と傷痍軍人**
論文審査委員	（主査） 教　授　杉原　　達 （副査） 教　授　川村　邦光　　教　授　冨山　一郎 立命館大学教授　赤澤　史朗

論文内容の要旨

本論文は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（1952 年 4 月、以下援護法と略称）の制定過程の解明、および戦争犠牲者諸個人の戦争体験に対する意味づけとその変容過程の検討という二つの課題を立てている。序章と終章のほか、本論が３部に構成され計６章からなる本論文は、400 字換算で約 600 枚を超える大部の内容をもつ。

序章では、申請者の問題関心に基づいて、先行研究を整理して自身の課題を設定する。第Ⅰ部第１章では、戦争の長期化に伴い戦没者はもとより傷痍軍人も多様な形で増大し、援護施策の拡充が要請される中、「傷痍軍人」の名に値する「再起奉公」が求められ、そのことが「奉公」の難しい傷痍軍人や未亡人、孤児に対する保護の軽視と連動し、また傷痍軍人にとっては傷害や生活難を克服して生きる意欲が動員されるに至ったことを示した。

第２章では、傷痍軍人が、戦時中の軍人保護の優遇策を失い、占領政策にいう「無差別平等」原則の下で困窮化し、さらに復員者、引揚者の帰国によって就労が断ち切られる状況を描く。こうした中でかつての病院着であった白衣と軍帽を身に着け、街頭や電車で募金を始める者が出てきて世間からは同情を集めることになった。

第Ⅱ部第３章では、占領下で展開された白衣の傷痍軍人のデモ活動に対する当時の左派政党の位置付けを検討する。朝鮮戦争、公職追放解除、講和条約、援護法案成立の過程で、左右の社会党の論調には、戦争犠牲者対策を一般社会保障の充実という形で解決しようとする左派と、社会保障の要素を加えた国家補償すなわち「国家保障」を構想した右派の立場がみられる。だが傷痍軍人のイメージは「平和の象徴的存在」から、「忘れられた」戦争犠牲者、病院で療養する「弱々しい」傷痍軍人像へと変容する。そこには、傷痍軍人のような社会的弱者を国家の無策を批判する材料としてとらえることはできても、当事者の境遇そのものへの固有の具体的解決策を提示することができなかった立場が反映していた。

第４章は、敗戦直後から援護法案の国会制定までの過程を厚生省の文書を解読しながら分析したものである。戦後の「援護」において重要なことは、国に動員された戦争被害者の中には旧軍人軍属に限らない広範な人々が含まれているという点である。法案が形成され国会で審議される中で、さまざまな理念と利害の交錯のありようが分析される。徴用者に対する援護政策も議論に上り、結果的には旧軍人軍属に「準じる」人々という形で国と雇用関係にあった者も対象となった。第一条に「国家補償の精神に基づき」という文言が追加された過程の考察とともに、遺族一時金の「弔慰金」への変更には、国家の強制による損害に対する国家補償という意味合いから、国に殉じた結果生じた損害に対する国家補償という意味合いへの「援護」理念の変容が対応していることが分析される。

第５章では、1953 年秋に厚生省が、軍人恩給の復活後、白衣募金者問題の解決をめざして実施した調査を検討する。調査の結果、恩給を受給しながらも生活できない傷痍軍人が多く、また生計をたてられる職に就くことも困難である実態が明らかになった。さらに、白衣募金者は「自力更生ができない」戦争犠牲者であるという見方が生じただけでなく、「自力更生をしない」存在であるとの見方へと移行する姿が見られ、白衣募金者に対する否定的な社会的認識が形成された契機としてこの調査が位置付けられた。

第６章では、日本傷痍軍人会および大阪府傷痍軍人会の史料に基づいて、白衣募金者一掃運動を検討する。未だに白衣募金をやっている傷痍軍人というイメージを払拭するために、自らは「ニセ」ではなく「本当」の傷痍軍人たちであることを示すには、白衣募金者の存在をあえて否定し、自分たちは「真面目な働き手」であることを主張する必要に迫られたのである。だがこの一掃運動自体に違和感を持つ傷痍軍人も存在していた。

終章は、その後についての概要を示すと共に、本論文全体をまとめる。

論文審査の結果の要旨

こうした内容をもつ本論文の特徴の第一は、援護法の制定過程分析である。史料的制約のために先行研究が存在しない現状において、本論文は、当時の厚生省高官・木村忠二郎旧蔵の文書を整理活用し、同省が果たした役割について精密な分析を行ったものであり、文字通りパイオニア的意義をもつ研究と位置付けることができる。

特徴の第二は、白衣の傷痍軍人像とその変容を一貫して追求している点である。彼らの行動は、1948 年以後、国立病院の「退院不能者」たちが生活資金を得るために街頭に出ることからはじまった。日本の再軍備が議論された 1950～51 年には、左派政党の「平和」の象徴として位置付けられ、募金活動だけではなくデモやハンストなどを展開する白衣の傷痍軍人も存在した。1952 年の援護法制定以後は「救済」の対象となっていくが、さらに 1953

年の厚生省による全国実態調査、また同時期以降の日本傷痍軍人会による白衣募金者一掃運動の展開が本論文を通して詳しく論じられており、白衣の傷痍軍人の自己認識および他者からのまなざしのありかたが、まさしく傷痍軍人をめぐる戦争認識そして戦後認識の変容を考察するという本論文の第二の課題を貫く基調テーマとして活写されている。

以上の二点から、本論文は、史料、分析方法、記述の精度のいずれにおいてもオリジナリティを有しており、当該研究分野においてひとつの画期を示す内容をもつと評価できる。

とはいえ、若干の問題点も存在している。遺族、帰還軍人に比べて傷痍軍人の組織が多様であったこと、他国では見られた傷痍軍人や障害者への割当雇用制度が実現しなかった経緯の検討が待たれるところであり、また生身の身体をさらすことの政治性についても更なる分析がのぞまれる。さらに現在ＰＴＳＤと呼ばれる症状に関する考察も、傷痍軍人をめぐる総合的な分析にとっては重要な研究領域となるであろう。

しかしこれらの点は、いずれも今後の課題であり、一段と深い研究によって克服が期待できるものである。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。